

立体商標の登録例及び審査の運用

登録第5181517号



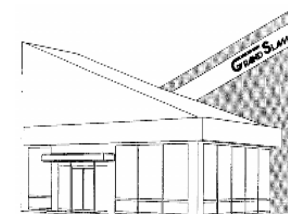
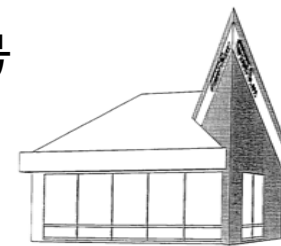
権利者: 出光興産株式会社

登録日: H20. 11. 21

満了日: H30. 11. 21

- 4類 燃料, 工業用油 ほか
- 12類 自動車並びにその部品及び付属品 ほか
- 35類 広告, 商品の販売に関する情報の提供 ほか
- 37類 自動車の修理又は整備 ほか
- 42類 工業用油・燃料の品質管理 ほか

登録第4156472号



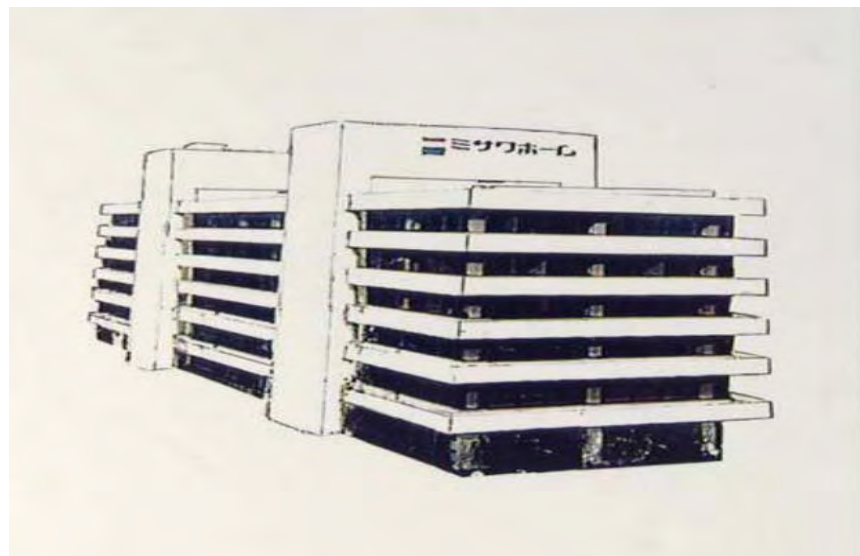
権利者: 横浜ゴム株式会社

登録日: H10. 6. 12

満了日: H30. 6. 12

- 12類 自動車並びにその部品及び付属品 ほか
- 35類 商品の販売に関する情報の提供 ほか
- 37類 自動車の修理又は整備 ほか

登録第4162997号



権利者:ミサワホーム株式会社

登録日:H10. 7. 3

満了日:H30. 7. 3

- 36類 建物の貸与, 建物の売買, 建物の管理 ほか
- 37類 建築一式工事, 舗装工事 ほか

登録第5272518号



権利者:株式会社ファミリーマート

登録日:H21. 10. 9

満了日:H31. 10. 9

- 35類 衣料品・飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

商標審査基準(第3条第1項第3号)抜粋

(商品の産地、販売地、品質等の表示又は役務の提供の場所、質等の表示)

2. 図形又は立体的形状をもって、商品の産地、販売地、品質、生産若しくは使用の方法等又は役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、提供の方法等を表示する商標は、本号の規定に該当するものとする。
6. 指定商品の形状(指定商品の包装の形状を含む。)又は指定役務の提供の用に供する物の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎない商標は、本号の規定に該当するものとする。
12. 建築、不動産等の建築物を取り扱う役務を指定役務とする立体商標であって、それが当該建築物の形状を普通に用いられる方法で表示するにすぎないものであるときは、役務の提供の用に供する物を普通に用いられる方法で表示するものとして、本号の規定を適用することとする。

(注)「使用」の定義の解釈規定である商標法第2条第4項においては、その形状を標章の形状とし得る物を規定しているが、立体商標に関しては、本号及び第6号の基準に加え、商標法においては商品には建築物等の不動産が含まれないことを勘案するならば、結果として、建築物の形状について商標登録を受けることができる場合は、その指定商品又は指定役務に関する広告として機能する場合に実質上限られることとなる。

商標審査基準(第4条第1項第18号)抜粋

(商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状)

1. 本号は、例えば、第3条第2項の適用に係る広告書類、取引書類等において、商品又は商品の包装の実用的利点と謳われている商品又は商品の包装の形状から発揮される機能に着目して判断することとし、その際には、特に次の点に考慮するものとする。

(イ) その機能を確保できる代替的な形状が他に存在するか否か。

(ロ) 商品又は包装の形状を当該代替的な立体的形状とした場合でも、同程度(若しくはそれ以下)の費用で生産できるものであるか否か。

(注)商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状であっても、「商品の形状」や「商品の包装の形状」であることに変わりないことから、そのような商標は、原則として、第3条第1項第3号に該当するものである。したがって、本号の適用が問題となるのは、実質的には第3条第2項の適用が認められる商標である。

商標審査便覧(41. 100. 02)抜粋①

立体商標の識別力の審査に関する運用について

I 立体商標の識別力に関する審査の基本的な考え方

商標登録出願に係る立体商標が、「指定商品(その包装を含む。)又は指定役務の提供の用に供する物」(以下「指定商品等」という。)の立体的形状そのものからなる場合、又はその形状に特徴的な変更、装飾等が施され、若しくは文字、図形等が付されたものからなる場合等の識別力に関する審査は、以下の方針に基づき実施することとする。

〔基本的な考え方〕

1. 需要者が指定商品等の形状そのものの範囲を出ないと認識するにすぎない形状のみからなる立体商標は、識別力を有しないものとする。

この場合、指定商品等との関係において、同種の「商品(その包装を含む。)又は役務の提供の用に供する物」(以下、「商品等」という。)が採用し得る立体的形状に特徴的な変更、装飾等が施されたものであっても、全体として指定商品等の形状を表示してなるものと認識するに止まる限り、そのような立体商標は識別力を有しないものとする。

(例)例えば、商標登録出願に係る指定商品が「カメラ」の場合、出願に係る立体商標が、被写体を撮るために必要な機能である一定のボデーとレンズ等の形状の組合せを有してなるものであれば、需要者は指定商品「カメラ」が採用し得る立体的形状を表してなるもの、すなわち「カメラ」とであると認識すると考えられるので識別力を有しないものとする。

商標審査便覧(41. 100. 02)抜粋②

立体商標の識別力の審査に関する運用について

〔基本的な考え方〕

2. 識別力を有するものとは認められない立体的形状に、識別力を有する文字、図形等の標章が付され、かつ、その標章が商品又は役務の出所を表示する識別標識としての使用態様で用いられているものと認識することのできる立体商標は、識別力を有するものとする。

3. 極めて簡単で、かつ、ありふれた立体的形状の範囲を超えないと認識される形状のみからなる立体商標は、識別力を有しないものとする。

4. 上記1. 及び3. に該当する立体商標であっても、相当長期間にわたる使用、又は短期間でも強力な広告、宣伝等による使用の結果、同種の商品等の形状から区別し得る程度に周知となり、需要者が何人かの業務に係る商品等であることを認識することができるに至った立体商標は、識別力を有するものとする。

商標審査便覧(42. 118. 01)抜粋①

商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状(商標法第4条第1項第18号)に関する取扱い

商標法第4条第1項第18号は、商品又は商品の包装の機能を確保するために必ず採らざるを得ない不可欠な立体的形状のみからなる商標について商標登録を認めることとすると、商標権者にその商品又は商品の包装についての生産・販売の独占を事実上半永久的に許すこととなり、市場における適切な競争を阻害するおそれがあることから、これを排除する必要があることに基づき設けられた規定である。

本号でいう「商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状」であっても、「商品の形状」や「商品の包装の形状」であることに変わりはなく、そのような立体的形状からなる商標は、通常は第3条第1項第3号に該当し拒絶されるものである。

したがって、實際上、本号の適用が問題となるのは、その立体的形状が既に使用されており、使用された結果識別力を獲得するに至った商標、すなわち第3条第2項の適用が認められる商標がほとんどであろうと考えられる。

実際の第4条第1項第18号の審査においては、第3条第2項の適用のために提出された広告書類や取引書類等を参考に、主にその商品又は商品の包装の実用的な利点と謳われている商品又は商品の包装の形状から発揮される機能に着目して、本号適用の是非の認定を行うこととし、その場合の商品又は商品の包装の形状がその機能を確保するために不可欠であるか否かの判断においては、本号を設けた趣旨を踏まえ、特に次の点を考慮する。

商標審査便覧(42. 118. 01)抜粋②

商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状(商標法第4条第1項第18号)に関する取扱い

1. その機能を確保できる代替的な形状がほかに存在するか否か。

すなわち代替的な形状がほかに存在するときは、その形状が不可欠なものとはいえないことから、本号に該当するものとはいえないが、代替的な形状が存在しないときは、その立体的形状は不可欠な形状であるとの有力な判断材料となることから、本号が適用され得ることとなる。

2. 商品又は商品の包装の形状を当該代替的な立体的形状とした場合でも、同程度(若しくはそれ以下)の費用で生産できるものであるか否か。

すなわち代替的な形状を採用した場合には、著しく高い費用が必要となるならば、同業他者が商取引上の競争において極めて不利な状況におかれ、結果的に商品等の市場における独占を許すおそれがあることから、本号が適用され得ることとなる。